

みたけ台町内会個人情報取扱ルール

(制定)

平成29年 5月29日

(目的)

第1条 この取扱方法は、みたけ台町内会（以下、「本会」という。）が保有する個人情報について適正な取扱を確保することを目的として定める。

(責務)

第2条 本会は、個人情報の保護に関する法律（以下、「法」という。）等を遵守するとともに、町内会活動において個人情報の保護に努める。

(周知)

第3条 本会は、この個人情報取扱ルールを、総会資料または回覧により、少なくとも毎年1回は会員に周知すること。

(管理者)

第4条 本会における個人情報の管理者は、会長とする。

(取扱者)

第5条 本会における個人情報の取扱者は、会長、副会長、部長、総務、ブロック長、組長とする。

(秘密保持義務)

第6条 個人情報の管理者・取扱者は、職務上知ることのできた個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。その職を退いた後も、同様とする。

(個人情報の取得)

第7条 本会は、会長が「みたけ台町内会加入届」などを通して、会員または会員になろうとする者から受理することにより、個人情報を取得する。

- 2 本会が会員から取得する個人情報は、氏名、住所、電話番号（携帯電話を含む。）などで会員が同意する事項とする。
- 3 本会が配付する「上谷本連合町内会名簿」に記載する個人情報は、氏名、住所、電話番号で会員が同意する事項とする。

(利用)

第8条 本会が保有する個人情報は、各号に掲げる活動等に際して利用する。

- (1) 会費の請求、管理、その他の文書の送付など

(会費を集金し、本会へ納金するマンション・アパート管理会社も同様扱いとする)

- (2) 会員名簿の作成及び本会の区域図の作成
- (3) 本会が主催する事業に関する連絡、案内等の対象者の把握
- (4) 上谷本連合町内会が主催する事業に関する連絡、案内等の対象者の把握
- (5) 上谷本連合町内会へ提供し会員名簿作成、区域地図の作成
- (6) 災害等の緊急時における支援活動

(管理)

第9条 個人情報、個人情報管理者または個人情報管理者が指定する本会役員が管理するものとし、適正に管理する。

- 2 本会では、別途規定される個人情報管理規定に従い管理する。
- 3 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに復元不可能な状態にして廃棄する。

(提供)

第10条 個人情報は次に掲げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ないで第三者（委託・共同利用の相手方を除く。）に提供しないこととする。

- (1) 会員本人から個人情報を取得する際に伝えて同意を得ている範囲で提供する場合
- (2) 法令に基づく場合
- (3) 人の生命、身体または財産の保護のために必要な場合
- (4) 公衆衛生の向上または児童の健全育成の推進に必要がある場合
- (5) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が、法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合

(第三者提供に係る記録の作成)

第11条 個人情報取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く。）に提供したときは、法第25条に定める第三者提供に係る記録を作成し保存する。

(第三者提供を受ける際の確認等)

第12条 個人情報取扱者は、個人情報を第三者（県・市役所・区役所を除く。）から提供を受けるときは、法第25条に定める第三者提供を受けるに係る記録を作成し保存する。

(開示)

第13条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について個人情報管理者に対して開示を請求することが出来る。

- 2 個人情報管理者は、会員本人からの会員本人の個人情報の開示について請求があったとき、法第28条第2項に該当する場合を除き、本人に開示すること。

(個人情報の訂正等)

第14条 会員は、第7条の規定に基づき提供した会員本人の個人情報について、個人情報管理者に対し訂正等を求めることが出来る。

2前項の請求があった場合、個人情報管理者は直ちに該当する個人情報の訂正等を行う。

ただし、各会員にすでに配付されている会員名簿等は、個人情報管理者の判断で訂正等時期を決定し、会員に連絡することをもってこれを替えることが出来る。

(漏洩発生時等の対応)

第15条 個人情報取扱者は、個人情報の漏洩、滅失、き損等の事案発生またはその兆候を把握した場合は、個人情報管理者に連絡する。この場合において個人情報管理者は、事実および原因の確認、被害拡大の防止、影響を受ける本人への連絡、再発防止等の対策を行う。

(開示請求および苦情相談窓口)

第16条 本会における、開示請求および苦情相談窓口は個人情報管理者とする。

(規定の制定)

第17条 このルールに基づく事務の取扱について必要な規定は、本会役員会の審議を経て会長が別に定める。

(規約以外の事項)

第18条 このルール以外の事項は法に基づく。

(規約の改廃)

第19条 このルールの改廃については、総会において3分の2以上の同意を必要とする。

(附則)

このルールは、平成30年4月22日、本会総会にて承認時点までの暫定ルールとして平成29年5月30日から施行する。

この取扱いルールは、平成30年4月22日から施行。